構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県揖斐郡揖斐川町

2 構造改革特別区域の名称

豊かな心と体を育む給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

揖斐川町は平成17年1月31日に、揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村の1町5村が合併した町である。

本町は、岐阜県の最西部に位置し、東西方向に約 20 km、南北方向約 35 kmで、総面積は 803.44 kmで、岐阜県の 7.6%を占めている。町域の 91.1%が森林で、農用地が 2.2%、宅地が 0.9%である。北側は福井県、西は滋賀県と接し、南西部から北西部にかけては、標高 1,100m~1,300m前後の山々がそびえ、その山間を縫うように揖斐川、坂内川、日坂川、根尾川、粕川などが流れている。また、南東部は濃尾平野の最北端に位置する平坦地となっており市街地及び田園地帯を形成している。

揖斐川町には、谷汲山華厳寺や両界山横蔵寺などの名刹や、日本一の貯水量を誇る「徳山 ダム」などの名所があり、多くの観光客が訪れている。また、良好な気候風土に育まれた、 揖斐茶や揖斐米、薬草などの特産物にも恵まれており、このような地域の特性を生かした「観 光交流・健康産業による地域経済の活性化」を重点戦略として、合併後のまちづくりに取り 組んでいる。

本町においても、少子化の潮流の中にあり、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが重要施策であるとして、積極的に各種事業を展開している。

このための施策として、児童手当支給の拡充や中学卒業までの医療費の支給事業、すこや かべビー祝い金、不妊症治療助成事業、乳幼児健診事業や乳児聴覚検査助成事業を実施する ほか、妊婦健康診査にかかる町単独の助成拡充など、安心して子育てができる環境づくりを 進めている。また、子育てにかかる財政面の支援だけでなく、子育て全般にかかる支援等に ついても母子保健、又は健康教室の開催や相談業務などを関係各課と連携して実施している。

特に夫婦共働きの子育で家庭が増加する中、就学前児童に対する保育ニーズも増加・多様化しており、町内にある公立保育所 10 施設、一部事務組合 1 施設において、通常の保育の外、延長保育や一時保育などを実施し、保育ニーズへの対応を図っているが、建築年度が昭和 46 年~昭和 51 年という古い施設も 5 施設と半数を占めており、調理施設の老朽化と増加する保育需要により、園内調理の対応が困難な状況となっていた。

平成21年度に合併のスケールメリットを生かして建設した大型調理施設の「揖斐川町学校

給食センター」から給食の外部搬入を実施しており、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の一元購入と調理員の合理的な配置が図られ、節減分を財源として増加する保育需要への対応が可能となった。

現在、公立保育所においては、10 施設のうち 8 施設が開園、2 施設が休園している。今回、 平成 28 年度から開園するさかうち幼児園において、給食を提供するため、坂内小中学校から 外部搬入を実施することにより、調理設備の維持管理経費の削減や調理員の人件費の削減と 保育需要への対応が可能となる。

また、食育基本法が制定され食育への取組が求められる中、学校給食では地産地消と食育への取組み、衛生管理が積極的に行われており、安全・安心な給食提供と就学前からの一貫した食育に取組む事ができる。

また、老朽化した保育施設の建替えを計画的に進めており、建築年度が古い施設においては、5 施設のうち3 施設の建替えが完了し、残り2 施設についても建替えの計画を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年女性の社会進出が進むなど、社会構造の変化に伴い、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方で保育所運営の合理化などにより、地方自治体の限られた財源を効率的に活用する事が不可欠である。

学校給食センターや坂内小中学校からの給食外部搬入方式を実施することは、食材の一括 購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の削減が図られ、 保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保も可能となる。また、衛生面や 安全面においても設備の整った大型調理施設等で調理することは、給食に対する安全性を更 に高めることにも繋がる。

食育面では、学校給食センターや坂内小中学校と保育所が連携することにより、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食生活を情報交換、把握する事ができ、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着を図ることができる。

また、学校給食センターでは地産地消に取組んでいるため、従来の保育所では少量のため 取り扱うことができなかった食材についても給食での供与が可能となり、乳幼児期から地元 の食材に馴染むことは、更なる地産地消の促進に資することとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 学校給食センターや坂内小中学校からの給食外部搬入方式の実施による公立保育所運営 の合理化を進め、増加する保育需要と多様な保育ニーズに対応する。
- ② 保育所や学校給食センターなどの連携により、乳幼児期からの正しい食習慣の定着など、 食育に取り組む。
- ③ 給食に地元食材を取り入れることにより、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむ環境づくりが行われ、地産地消の促進に繋がる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 学校給食センターや坂内小中学校が一括して食材等を大量購入し調理することで、材料 費・人件費・光熱水費等、給食調理に係る経費が削減され、保育所の効率的な運営が実現 できる。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設等で調理された給食を供与することは、養育者が安心して子供を預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制及び家庭の仕事と子育ての両立支援に資することができる。
- ③ 乳幼児期からの一貫した食育の推進は、正しい食生活を定着させる事ができ、基本的生活習慣の習得にもつながり、将来の人材育成に通じる事ができる。
- ④ 地域食材に慣れ親しむことは将来の地産地消につながり、生産者にとっては、生産物の 地元購入・消費が活性化されることにより、収入の増加と生産意欲の向上にも繋がる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 学校給食事業

学校給食関係者と保育関係者が連携することにより、共通認識のもとに就学前児童から義務教育終了まで一貫した食育を図ることができる。

② 地産地消事業

給食においては地元地域の食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により、 安全・安心な食材の確保と地産地消の推進を図る。

③ 子育て支援サービスの充実

外部搬入により節減された経費を、安心して子育てができるよう様々な子育て支援サービスの充当財源として、取組を行う。

④ 保育施設整備事業

町内の保育施設については、老朽化した施設の建替えを計画的に進めており、外部搬入による給食設備の適正化を図りつつ、木材を多用したぬくもりのある施設整備を実施することで、子どもの心と身体をすこやかに育む環境を充実させる取組みが実施できる。

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

揖斐川町内の町立保育所

揖斐川町立きたがた幼児園、揖斐川町立やまと幼児園、揖斐川町立いび幼児園、揖斐川町立きよみず幼児園、揖斐川町立おじま幼児園、揖斐川町立たにぐみ幼児園、揖斐川町立かすが幼児園、揖斐川町立くぜ幼児園、揖斐川町立さかうち幼児園 計9ヶ所注)揖斐川町立さかうち幼児園については、平成20年度より休園中であったが、平成28年度より開園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日 平成 21 年 9 月 1 日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を、学校給食センターや坂内小中学校で調理して搬入する外部搬入方式とする。調理員は学校給食センターや坂内小中学校での勤務とするが、各保育所に1名勤務させることにより、乳児の離乳食などに柔軟に対応するとともに、配膳や消毒、食器の洗浄保管業務も、各保育所において行う。

5 当該規制の特例措置の内容

① 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における 『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付 雇児発第0401002号)」を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な施設は以下のとおりであるが、各施設とも加熱施設と してガスオーブン等またはガステーブル等、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳器具 として配膳車が少人数施設を除き備え付けられており、再加熱や冷凍・冷蔵、配膳は可能 である。

また、体調不良児への対応については、各保育所に調理員(正職員または臨時職員にて、対応する。)を1名駐在させるため、保育士、調理員、学校給食センターの栄養士が協議し、供与量の調整、主食を柔らかくする、揚げ物など体に負担のかかる物は代替食を供与するなど、保育所内の調理室で児童に合わせた給食を調理することで、対応する。

〈保育所調理室の状況〉

施設名	調理室	加熱設備		保存設備		その他	
	の面積	ガスオーブン	ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	消毒保管庫
きたがた 幼児園	45.36 m²	1台	3 □	1台	1台	1台	1 台
やまと幼児園	42.43 m²	1台	3 □	2 台	1台	5 台	食器 1台 まな板1台
いび 幼児園	49.97 m²	1台	3 □	1台	1台	2 台	食器 1台 まな板1台
きよみず 幼児園	29.40 m²	1台	$2\ \square$	1台	1台	1台	1台
おじま 幼児園	35.20 m²	1台	3 □	1台	1台	3台	1台
たにぐみ 幼児園	44.71 m²	1台	$2\ \square$	1台	1台	2 台	1台
かすが幼児園	30.23 m²	1台	$2\ \square$	1台	1台	1台	1台
くぜ 幼児園	40.68 m²	1台	2 □	1 台	1台	2 台	1台
さかうち 幼児園	42.90 m²	電子レンジ 1台	IH 製 2 口	1台	1台	1台	1台

- ② 外部搬入による給食は、0 歳児から実施することとし、給食の内容は原則として学校給食と同じ献立とするが、年齢に応じて味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し提供する。
 - 3 歳未満児については、栄養士の指示により保育所駐在の調理員が柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理したものを提供する。

回数や時機については、現在保育所で行われている給食と同じ形態を取れるようにする。 学校給食センターや坂内小中学校からの外部搬入の契約については、原則は保育所と給 食センター、保育所と坂内小中学校との間で契約書を締結する事が必要であるが、当町の 公立保育所、学校給食センター及び坂内小中学校との間の取り決めは契約行為には馴染ま ないため、保育所を所管する子育て支援課と学校給食センター及び坂内小中学校を所管す る学校教育課が、覚書を締結する方向で検討する。

③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付雇児発第86号)」及び「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所

等の業務委託について」(平成5年2月15日付指第14号)第4の2の規定を遵守する。

調理法式については、学校給食センターや坂内小中学校から各保育所まで、最大でも 1 時間以内に到着する事が可能であるため、食材を加熱調理後、保温又は保冷効果のある食缶に入れ、冷凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供する。(保温は二重食缶・保冷は蓄冷材を使用して冷却する。)

食事の運搬及び保管については、食缶に保温・保冷効果があるため、保育所での配膳事 に至るまでの間、適温搬送が可能となる。

現在、学校給食センターでは給食運搬車 6 台で配送を行い、内1台は揖斐エリア幼児園専用として行う。運搬した給食については保育所の調理室に搬入し、保冷が必要なものについては、配膳時間まで冷蔵庫で保存する。給食は調理が完了してから2時間以内で配膳、喫食が可能である。

【給食の配送計画】

10:50 11:20 11:30

春日方面 学校給食センター → かすが幼児園 → 春日小学校

10:30 10:40 10:50 11:10

久瀬方面 学校給食センター → いび幼児園 → きたがた幼児園 → くぜ幼児園

10:30 10:40 11:00 11:10

谷汲方面 学校給食センター → たにぐみ幼児園 → 学校給食センター → 谷汲小学校

11:20 11:25

→ 特別支援学校 → 谷汲中学校

10:30 10:45 11:00 11:15

揖斐方面 学校給食センター → きよみず幼児園 → おじま幼児園 → やまと幼児園

11:25 11:30

坂内方面 坂内小中学校 → さかうち幼児園

【学校給食センターの概要】

名 称:揖斐川町学校給食センター

建設年月:平成21年7月

構 造:鉄骨造 2階建て

建築面積:2,070.27 ㎡

職員数:センター長 1名

事務員 1名

栄養士 4名

調理員 20名

運転手 6名

処理能力:3,500食/日 稼動年月:平成21年9月

調理器具:別紙一覧表のとおり

【坂内小中学校給食室の概要】

名 称:揖斐川町立坂内小中学校

建設年月:平成9年3月

構 造:鉄骨造 平屋建て

建築面積:70 m²

職 員 数:校 長 1名

栄養士 揖斐川町学校給食センターの栄養士が兼務

調理員 2名

処理能力:100食/日 稼動年月:平成9年3月

調理器具:別紙一覧表のとおり

④ 現在、園児の給食については、各幼児園での職員会議での反省や園長会議での検証・検 討を実施している。また、1ヵ月毎の献立表を保護者に配布し、園児の食材に対するアレ ルギーの有無や、献立に関する保護者の要望の聴取等に努めている。

こうした過程を継承することにより、各幼児園の共通の理解と認識を図り、園長代表の 揖斐川町学校給食運営委員会への参画や、学校給食センター栄養士との連携を図ることに より、給食の献立に幼児園や保護者の意見を反映させていく。また、栄養素量の給与につ いて、年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、児童の嗜好に配慮した献立を供与する ことで、正しい食習慣が身に付くよう食育を推進する。食材についても、地元食材を多く 取り入れることによる、地産地消への取組みを図る。